

## 【論 説】

# 町村等による住民意識調査の実施状況の動向

山 田 茂

## 目 次

はじめに

1. 調査実施状況の把握方法
2. 把握された調査にみられる特徴
  - 1) 考察の対象とする調査の範囲
  - 2) 把握された調査にみられる特徴

むすびにかえて

参考文献

## はじめに

都道府県・市区町村などの地方自治体当局にとって重要な問題に関する住民の意識・意見を定量的に把握する必要性が大きいことは言うまでもない。その手段として意識調査（世論調査）が利用されることがあるが、その実施には相当な規模の費用・人員などが必要であり、小規模な自治体にとってはその問題が特に重大化している場合だけにしか調査実施には至らないと考えられる。

他方、町村等による住民意識調査<sup>1)</sup>の実施状況は、都道府県・市区による調査<sup>2)</sup>と比べて網羅的な把握が後述のように困難であるために組織的に考察されることとはこれまで少なかった。しかし、近年都道府県・市区のみならず町村や市町村から構成される合併協議会<sup>3)</sup>などの組織が住民を対象として実施した調査の結果を自ら開設したインターネット・サイトに多数収録するようになり、網羅度の高い把握が比較的容易に行えるようになった。

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

表0-1 地方自治体が開設したサイトに収録された住民意識調査結果

| 実施主体の属性               | 政令指定都市 | 一般の市 <sup>1)</sup> | 東京の区 | 町    | 村   | 合併協議会等<br>市町村が構成する組織 |
|-----------------------|--------|--------------------|------|------|-----|----------------------|
| 地方自治体総数 <sup>2)</sup> | 13     | 682                | 23   | 1872 | 533 | 757団体<br>(2499市町村)   |
| 開設サイト数 <sup>3)</sup>  | 19     | 677                | 23   | 1934 | 531 |                      |
| 収録調査件数 <sup>4)</sup>  | 102    | 746                | 56   | 548  | 100 | 370<br>(うち市加入分175)   |

1) 政令指定都市を除く市。

2) 2004年4月1日現在の自治体の数は総務省による。

2004年4月1日現在の法定協議会数は528(1901市町村)。

2004年1月1日現在の法定合併協議会数は488(1840市町村)。

任意合併協議会は119(384市町村), 研究会等は150(275市町村)。

3) 地方自治情報センターへの登録サイト数。2004年3月29日現在。

4) 2004年3月の検索による。

ここで市を含む基礎的な地方自治体によるインターネット・サイトの開設状況をみておこう。表0-1は、市区町村および市町村から構成される合併協議会などの組織が開設したサイト数(2004年3月現在)と調査結果が収録されている住民意識調査の件数を示したものである。

地方自治情報センターへの登録数によれば、都道府県および大半の市は2001年までにサイトの開設が完了していたのに対して、町村が開設したサイト数は、2002年2月には合計1146であったが、2003年7月には同1579,2004年3月には同2465に達しており、町村によるサイトの開設は最近急増したといえよう<sup>4)</sup>。複数のサイトを開設している自治体もあるので、登録サイトの数よりもサイトを開設している地方自治体の実数は下回ると考えられるが、2004年初頭にはほとんどの地方自治体がサイトを開設していたとみてよいだろう。

これらのサイトに収録されている住民意識調査の結果も、表0-1によれば、最近の年次になるほど増加している。表0-1のカウントでは、後に示すように特定の属性の住民<sup>5)</sup>だけを対象とする調査を除外しているので、この種の調査の把握において従来から利用してきた内閣府大臣官房政府広報室『世論調

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

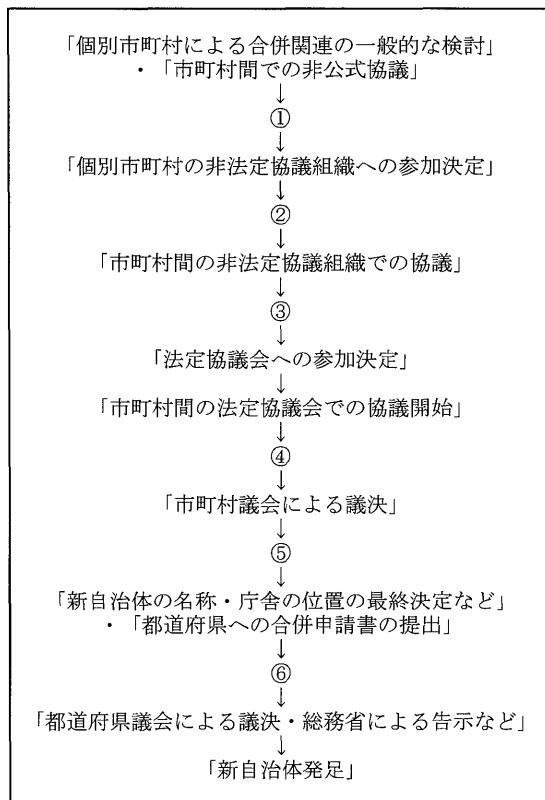
『査年鑑』が対象とする調査と比べて範囲はやや狭い。両者による把握件数を対比できるのは、政令指定都市を含む市が実施した調査である。この対比が行える最新年次である2002年度に実施された調査の件数をみると、政令指定都市を含む市による調査結果のサイト収録件数は、表0-1に示した調査の中では約250件である。これは、『世論調査年鑑』が把握した同様の範囲の調査の件数（約560件）と比べて半数程度となっている。

一方、住民側のインターネット利用環境は、都市地域と町村部ではまだ大きな格差があり<sup>6)</sup>、行政側の予算・人員の規模にも地域差が大きいので、インターネット・サイトを利用して行政から提供される情報の量および更新の頻度の相違も大きい<sup>7)</sup>。

ところで、市町村の多くが近年直面している最大の課題の1つは、市町村合併への対応である。財政危機や地域人口の減少・高齢化などを背景に、中央政府・都道府県から市町村に対して合併を促す強力な働きかけが行われている。総務省自治行政局によれば、2004年1月現在全国の3176市町村のうち2499市町村が合併協議に参加している<sup>8)</sup>。このような情勢の中で個別市町村のほか合併協議会などの市町村合併を推進する組織の多くが、住民意識の把握を目的に多数の住民意識調査を実施しているのである。

上記の中央政府によって提示された市町村合併誘導策の中心は、市町村合併特例法に基づく財政上の優遇措置<sup>9)</sup>である。その優遇措置の利用には、2005年3月末までに新自治体を発足させるという条件が設けられている。個別市町村および法定合併協議会による意思決定から新自治体の発足までの市町村合併に関する一連の手続き（図0-1）を完了させるためには、1年前後の期間が必要であるとされている。最近発足した合併市町村の母体であった合併推進組織による住民意識調査の実施時期（表0-2）からこの点は裏付けられる。大半の場合において最後に住民意識調査が実施（図0-1の②～④にほぼ相当）されてから1年半程度経過した時期以降に新自治体が発足していることがわかる。したがって、2005年3月末までに市町村合併に関する手続きを完了するためには2003年9月頃までに合併の枠組みおよび正式の合併協議を開始する

図0-1 合併手続きと住民意識調査の実施時期



か否かに関する住民意識を最終的に確認する必要があったといえる。

このような市町村合併の準備過程の中で、その是非（現在の自治体の存続か合併か）と枠組み（合併に参加する市町村の範囲）、新自治体の名称・庁舎の位置・行政サービスの内容などをめぐって住民・議員・首長の間で意見の激しい対立がみられる場合が少なくない。さらに、市町村内および市町村間において長期間の検討・協議を行った後に予定されていた市町村合併案に対する住民の不満が原因となって合併交渉が不調に終わる場合が既に全国各地で多数発生

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

**表0-2 新自治体の母体となった合併協議会等による住民意識調査の実施時期**

| 新自治体の名称     | 調査を実施した合併協議会等<br>(法定協議会以外を含む)         | 合併の時期       | 意識調査の<br>実施時期 <sup>1)</sup> | 調査結果の<br>収録状況 <sup>2)</sup> |
|-------------|---------------------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 潮来市（茨城県）    | 潮来町牛堀町合併<br>検討協議会                     | 2001年4月1日   | 1998年3月                     | 潮来市サイト                      |
| さぬき市（香川県）   | 津田町・大川町・志度町・<br>寒川町・長尾町合併協議会          | 2002年4月1日   | 2000年5月                     | さぬき市サイト                     |
| 南部町（山梨県）    | 南部町・富沢町合併協議会                          | 2003年3月1日   | 2002年5月                     | 南部町サイト                      |
| 東かがわ市（香川県）  | 引田町・白鳥町・大内町<br>合併協議会                  | 2003年4月1日   | 2000年7月                     | 削除済み                        |
| 宗像市（福岡県）    | 宗像市・玄海町合併協議会                          | 同上          | 2001年8月                     | 宗像市サイト                      |
| 山県市（岐阜県）    | 高富町・伊自良村・美山町<br>合併協議会                 | 同上          | 2001年10月                    | 旧協議会サイト                     |
| 南アルプス市（山梨県） | 八田村・白根町・芦安村・<br>若草町・樹形町・甲西町<br>合併協議会  | 同上          | 2002年3月                     | 南アルプス市サイト                   |
| 神流町（群馬県）    | 万場町・中里村合併協議会                          | 同上          | 2002年8月                     | 神流町サイト                      |
| 野田市（千葉県）    | 関宿町                                   | 2003年6月6日   | 1998年                       | 削除済み                        |
| 千曲市（長野県）    | 更埴市・戸倉町・上山田町<br>任意合併協議会               | 2003年9月1日   | 2002年6月                     | 旧協議会サイト                     |
| 富士河口湖町（山梨県） | 河口湖町・勝山村・足和田村<br>・上九一色村合併協議会          | 2003年11月15日 | 2003年3月                     | 富士河口湖町サイト                   |
| いなべ市（三重県）   | 員弁地区町合併協議会                            | 2003年12月1日  | 2002年5月                     | いなべ市サイト                     |
| 対馬市（長崎県）    | 対馬島地方分権・<br>市町村合併等研究会                 | 2004年3月1日   | 1999年11月                    | 対馬6町合併協議会<br>サイト            |
| 本巣市（岐阜県）    | 本巣町・真正町・糸貫町・<br>根尾村合併協議会              | 同上          | 2002年6月                     | 本巣市サイト                      |
| かほく市（石川県）   | 高松町・七塚町・宇ノ気町<br>合併協議会                 | 同上          | 2002年6月                     | 旧宇ノ気町サイト                    |
| 郡上市（岐阜県）    | 郡上郡合併協議会                              | 同上          | 2002年6月                     | 旧協議会サイト                     |
| 安芸高田市（広島県）  | 安芸高田郡合併協議会                            | 同上          | 2002年7月                     | 安芸高田市サイト                    |
| 下呂市（岐阜県）    | 益田郡合併協議会                              | 同上          | 2002年8月                     | 旧協議会サイト                     |
| あわら市（福井県）   | 芦原町・金津町合併協議会                          | 同上          | 2002年10月                    | あわら市サイト                     |
| 三次市（広島県）    | 三次市・双三郡・甲奴町<br>合併協議会                  | 2004年4月1日   | 2002年1月                     | 三次市サイト                      |
| 京丹後市（京都府）   | 峰山町・大宮町・網野町・<br>丹後町・弥栄町・久美浜町<br>合併協議会 | 同上          | 2002年5月                     | 京丹後市サイト                     |
| 阿賀野市（新潟県）   | 北蒲原郡南部郷合併協議会                          | 同上          | 2002年6月                     | 旧協議会サイト                     |
| 東御市（長野県）    | 東部町・北御牧村合併協議会                         | 同上          | 2002年6月                     | 旧協議会サイト                     |
| 伊豆市（静岡県）    | 修善寺町他3町合併協議会                          | 同上          | 2003年1月                     | 伊豆市サイト                      |

1) 調査票の配布開始日を基準とした。調査が複数回実施されている場合は最終回の実施時期。

2) 2004年4月1日現在。

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

している。したがって、合併関連情報の迅速な提供は、住民の大半の了承を得るためにには是非必要なものと関係者の間では認識されている<sup>10)</sup>。この点が、インターネット・サイト<sup>11)</sup>を通じた住民意識調査結果などの広報が活発に行われることを促進しているといえよう。

このような住民の意識・意見の全体的な把握の手段としては、上述のように住民意識調査のほか住民投票が利用されている。しかし、住民投票の場合、特定の自治体の組み合わせを内容とする合併案への賛否以外の項目はごく少数にならざるをえず、また市町村議会における相当な期間を要する条例の制定作業が必要である<sup>12)</sup>。これに対して住民意識調査の実施には調査自体の準備期間だけを考慮すればよい。なお、両者による結果の市町村議会等に対する法的な拘束力には差はないとされている。

図0-1に示した合併にための一連の手続きにおける①、②、③、④の段階では町村内の地域別住民説明会が住民意識調査の実施前に開催されることが多く、住民に情報を提供した上で合併の是非について判断を求めるという手順が意図されている。市町村間の協議組織のうち③の法定合併協議会の設置は合併特例法に基づく優遇措置を利用するための条件となっている（法定合併協議会以外の協議会は「任意合併協議会」と呼ばれている）。なお、住民投票の多くは合併協議が決定的な段階に進んでから実施されており、その件数は増加傾向にあるが住民意識調査と比べて少ない<sup>13)</sup>。

さらに、合併問題に関する市町村による広報活動・住民意識調査などの実施には、総務省および都道府県が提供する補助金給付の制度<sup>14)</sup>の利用が可能である。

以上のような事情のために数多くの住民意識調査が2001年～2003年を中心とする時期に実施されたのではないかと考えられる<sup>15)</sup>。

他方、合併特例法に基づく優遇措置の利用期限が間近になるにつれて、合併交渉の成立に伴う新自治体の発足<sup>16)</sup>、合併に参加する市町村の組替えや合併交渉の不調のために合併協議会などの合併推進のための組織の再編や解散が最近相次いでいる。

このような事情のために市町村合併に関する調査結果を収録したインターネット・サイトの閉鎖<sup>17)</sup>・調査結果の削除<sup>18)</sup>が目につくようになった<sup>19)</sup>。そこで、市町村合併に関する住民意識調査の実施状況を各サイトに現在収録されている情報をを利用して、取り急ぎ把握しておく必要があると考えられる。

以下では、市町村や合併協議会などが開設したインターネット・サイトに収録された住民意識調査の結果およびその関連情報を利用して実施状況を考察する。その際、地方自治体が住民意識調査を実施する場合にはこれまで比較的容易であった大都市圏以外の地域においても調査実施が困難になっているのではないかと考えられるので、調査実施の全般的な方法のほか回収状況についても考察する。なお、本稿では市町村合併関連に限らず意識・意見に関する調査項目を設けた多様な調査を考察するので、考察の対象とする各調査を指す用語として、特定の意見・方針・処理などに関する賛否の調査に限定した「世論調査」ではなく住民意識における一般的な関心の有無・程度に関する項目を設けた調査をも含む「意識調査」を使う。

## 注

- 1) 本稿における「住民意識調査」の範囲の明細については次節で述べる。
- 2) 大谷（2002）林（2004）
- 3) 合併特例法に基づく法定合併協議会・法定協議会以外の合併を検討または推進する組織（協議会の場合は任意協議会とよばれる。研究会などの「協議会」という名称でない場合もある）は、市町村（の代表者）から構成される組織である。これらの組織が合併の公式・非公式の過程で果たす役割は後に述べる。
- 4) 財団法人地方自治情報センター「登録状況」([http://www.nippon-net.ne.jp/search/statsite/nn\\_SiteStatList.html](http://www.nippon-net.ne.jp/search/statsite/nn_SiteStatList.html))
- 5) 住民説明会の出席者・学校の在学者・福祉サービスの利用者・児童の保護者対象など。明細は次節で示す。
- 6) 2002年12月に実施された総務省情報通信政策局「通信利用動向調査」(回収率57.4%)によれば、世帯内の家族のうち少なくとも1人が過去1年間にインターネットを利用した世帯は「特別区・政令指定都市・県庁所在地」では84.1%であるのに対して「町・村」では76.5%にすぎない。また、総務省統計局「家計消費状況調査」の2003年平均の結果でもインターネットを利用した世帯員が

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

- いる比率は最も高い関東地方と九州・沖縄地方、四国地方の間では約2割の差がある。
- 7) 更新がほとんど行われず、内容も観光案内などの情報しか収録していないサイトも散見される。
  - 8) 総務省・合併相談コーナー (<http://www.soumu.go.jp/gapei/d4.html>)
  - 9) 優遇策の具体的な内容は、総務省・合併相談コーナー（前掲）「『市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）』（昭和40年法律第6号）の概要」参照。
  - 10) 市町村自治研究会（2001）
  - 11) 市町村自治研究会（2001）によれば、2001年1月に合併した西東京市のホームページ関連予算は1999年度には8621万円、2000年度には750.6万円であった。
  - 12) 長崎県多良見町では「(住民投票には)条例の制定など実施までには一ヵ月以上かかってしまう」（町長の発言）ので、全有権者対象の郵送調査が実施された。長崎新聞（2002a）
  - 13) 2002年の実施件数は7件、2003年の実施件数は116件、2004年1～3月は36件であった。朝日新聞社（2004）社団法人行革国民会議（2004a）社団法人行革国民会議（2004b）社団法人行革国民会議（2004c）
  - 14) 総務省合併相談コーナーサイト（2004）。秋田県企画振興都市町村課（2004）ほか。
  - 15) 道府県による市町村合併をテーマとする住民意識調査は、市町村による調査実施に先立つ1998年～2000年に18件が集中的に実施されている。このほか定期意識調査の一部には合併関連項目を設けている場合がある。
  - 16) 2003年4月1日～2004年4月1日に合併して発足した市町村は41にのぼる。今後2004年12月末までに合併して発足する予定の市町村も2004年4月現在17ある。総務省合併相談コーナーサイト（2004）
  - 17) 香川県小豆郡三町合併協議会（2002年10月調査実施）、和歌山県橋本市・かつらぎ町・高野口町・九度山町・高野町・花園村合併協議会（2002年12月調査実施）、福岡県京築1市5町合併協議会（2003年1月調査実施）、長野県駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村任意合併協議会（2003年6月、11月調査実施）のサイトは、2004年4月現在閉鎖されている。
  - 18) 可児市郡合併協議会による調査（2003年12月実施）。
  - 19) 解散した合併推進組織が実施した調査結果の一部は、サイト自体が存続していて収録が続けられている場合、解散した任意合併協議会を継承する法定合併協議会のサイト・合併に伴って設立された新自治体のサイトや不調に終わった合併協議に参加していた中心的な自治体のサイト内に収録されている場合は現在も閲覧可能である。

## 1. 調査実施状況の把握方法

地方自治体による住民意識調査の実施状況の把握方法についてはすでに別稿<sup>1)</sup>において考察したので、ここでは手短に触れるだけにしたい。

全国の地方自治体による住民意識調査の実施状況については、内閣府大臣官房政府広報室『世論調査年鑑』に収録されている情報がこれまでほとんど唯一の手掛かり<sup>2)</sup>であったが、この年鑑では町村および合併協議会などが実施した調査は対象外とされており、発行が調査の実施時期と比べて1年～2年遅いという利用上大きな制約もある。

ここで本稿の考察のために行ったインターネット上のサイトに収録された調査結果の検索の方法について述べておく。サイトの検索は、各種の検索エンジンのほか表1－1に示した市町村合併に関するリンク集などをを利用して2004年3月に行った。インターネット・サイトに調査結果が収録される時期は実地調査の2～3ヶ月以内が多いので、今回の検索の時点には2003年末までに実施された大半の調査の結果がサイトに収録されていると考えられる。

検索の際のキーワードには、「アンケート」「意識調査」「意向調査」「世論調査」などを使用した。これらの名称を持つ調査と内容的には共通であっても「ニーズ調査」「満足度調査」という名称であったり、意識・意見を内容とする調査か実態に関する調査かを判別しにくい「○○に関する調査」という名称の場合があった。検索できた調査の名称は、「アンケート」が大半を占め、残りのほとんどは「意識調査」「意向調査」であった。正式の名称が「意識調査」「意向調査」などであっても、別称として「アンケート」を用いている場合が多い。住民・職員などへの浸透度は「アンケート」が最も高いためであろう。「意向調査」<sup>3)</sup>のほとんどは、市町村合併をテーマとする調査の名称として用いられている<sup>4)</sup>。

このほか調査実施に関する情報を収録している可能性が高い都道府県の合併推進部局および全国紙・地元紙が設けたサイトの市町村合併関連ページおよび

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

表1-1 市町村合併関連リンク集・データベース等

| 開設主体                        | 収録情報の内容  | URL（アドレス）   |
|-----------------------------|--|---|
| 21世紀の市町村合併を考える<br>国民協議会     | 都道府県市町村合併担当部局のサイトへのリンク集<br>市町村合併に関する記事、データベース                                  | <a href="http://www.gapei.com/index.htm">http://www.gapei.com/index.htm</a>   |
| 市町村合併を考えるためのリンク<br>集        | 合併協議会および構成市町村合併担当部局のサイトへのリンク集  | <a href="http://www.mmtt.ne.jp/~katsuma/Links/gappei.html">http://www.mmtt.ne.jp/~katsuma/Links/gappei.html</a>             |
| GLinGlin                    | 合併協議会および構成市町村合併担当部局のサイトへのリンク<br>設立・加入・離脱・合併予定日<br>住民意識調査・住民投票の結果               | <a href="http://www.glin.org/prefect/upd/">http://www.glin.org/prefect/upd/</a>   |
| 社団法人行革国民会議                  | 市町村合併関連ニュース  | <a href="http://www.mnjp.or.jp/gyoukaku/chiki/gappei.htm">http://www.mnjp.or.jp/gyoukaku/chiki/gappei.htm</a>               |
| 秋田県 <sup>1)</sup>           | 市町村合併に関する基礎知識<br>県民意識調査の結果<br>県下の合併協議会等のサイトへのリンク集<br>他の都道府県市町村合併担当部局のサイトへのリンク集 | <a href="http://www.pref.akita.jp/sityoson/gappei/top/index.htm">http://www.pref.akita.jp/sityoson/gappei/top/index.htm</a> |
| 総務省自治行政局<br>合併推進課「合併相談コーナー」 | 市町村合併に関する基礎知識<br>合併のメリット<br>法定協議会の設置状況   | <a href="http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html">http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html</a>                               |

1) 他の道府県の場合もほぼ同様の内容を収録している。

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

各種の記事データベースなど<sup>5)</sup>も検索した。ただし、調査の実施主体以外のサイト<sup>6)</sup>から実施に関する情報が得られた場合でも実施主体である市町村・合併協議会（および構成市町村）などが自身のサイトに調査結果を1項目も収録していない場合は、表0-1・表2-1～表2-4の調査件数のカウントからは除外している。

ここで、今回の検索の限界に触れておこう。既に指摘したように調査結果が実施主体自身のサイトに収録されていない場合、検索した時点以前に調査結果を収録したサイト自体が閉鎖されていたり、調査結果が削除されている場合には調査実施は把握できない。

また、各サイト内における調査結果の収録箇所が一定しないことも検索の障害となった。調査結果は、独立した報告書、市町村議会・合併協議会などの会議への提出資料、会議録、広報紙の記事、市町村の長期計画に関する文書の付属資料などの多様な形態でサイトに収録されている。特に町村による住民意識調査結果のうち1990年代までの実施分は、長期計画策定のために実施されたものが多い。このタイプの調査の結果のほとんどは、独立した文書としてではなく計画文書の一部としてサイトに収録されている。2000年以降は市町村合併をテーマとする調査が増えたが、これらの調査結果は広報紙の記事としてサイト内に収録されていることが多い。しかし、小規模な町村のサイトは広報紙の掲載内容を1年分程度しか収録していないので、それ以前に実施された調査の中には結果が閲覧できなくなっている場合がある。

さらに、サイトのトップページに調査結果へのショートカットが用意されている場合は少なく、収録箇所の検索は容易ではなかった。また、意識・意見を問う調査という名称でない上述のような場合もあり、調査結果が公表されても今回の検索から脱落している可能性がある。

### 注

- 1) 山田（2004）。
- 2) このほかには調査実施市町村の役場・図書館、その所在都道府県図書館に出向

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

いて個別調査の報告書を閲覧するほかはなかった。大谷（2002）は、大阪府44市町村および香川県43市町村が実施した市民意識調査の報告書の入手・分析の過程を紹介している。

- 3) 2000年7月に実施された東京都保谷市・田無市による住民投票、2004年1月実施された岐阜県の東濃西部合併協議会による住民投票なども「意向調査」とよばれている。
- 4) 合併業務の手引書である市町村合併自治研究会（2001）に示された調査の例では「意向調査」が用いられている。
- 5) 全国地方新聞社連合会「市町村合併に関する記事データベース」（表1-1参照）・「ヤフー」サイトの「市町村合併」トピックスコーナーなども利用した。
- 6) 新聞記事の場合、実施主体の公表内容と比べて調査の主要項目の結果の紹介が中心であり、調査方法・回収状況に関する情報が欠けていることが多い。

## 2. 把握された調査にみられる特徴

### 1) 考察の対象とする調査の範囲

本稿では、考察の対象とする住民意識調査の範囲を①調査内容、②対象者の範囲、③調査方法、④対象者数などの点に関してつぎのように限定する。

まず①調査内容では、意識・意見に関する調査項目を1項目以上設けた調査とした。

②対象者の範囲では、市町村または市町村から構成される組織の管轄行政区域全域在住の（幼児などを除く）住民個人または世帯を対象とする調査とした。対象者に未成年者を含む調査は、集計において未成年者を成人と同等に扱っている限り、未成年者分も含めて全体で1件と数えた。対象者を住民の中の特定属性（市町村内の地域別住民説明会参加者・来庁者・学校の在学者・児童の保護者・福祉サービスの利用者・職員・議員など）のものに限定している調査や回答者の範囲を地域住民に特定していない調査（街頭調査・自由応募制の調査など）は、除外した。

③調査方法では全数調査または無作為抽出方式の調査とし、投票形式の調査やその自治体の住民以外の回答を排除していないインターネット投票方式によ

る調査は除外した。

④調査対象者数については計画対象者が500人以上の調査だけをカウントした。対象者が500人未満の小規模な調査は、調査結果が公表されていないものも含めて多数実施されていると考えられるが、内閣府大臣官房政府広報室『世論調査年鑑』の扱いに準じて本稿では除外した。

つぎに、本稿における調査件数のカウントの方法について述べる。カウントは、対象市町村数ではなく、実施主体別に行った。合併協議会などの複数の市町村から構成される組織による共同実施調査はその組織による調査として1件とカウントし、構成市町村の調査としてはカウントしていない。ただし、市町村別の結果は公表されているものの参加市町村全体についての総計が公表されていない場合は各市町村による個別調査として扱った。その場合調査方法が市町村間において著しく異なっていることが多い。

## 2) 把握された調査にみられる特徴

まず各調査の実施時期をみておこう。調査結果の各サイトへの収録は新しい調査結果の公表の際が大半である。なお、過去の調査結果の収録は最新調査の対比の際の引用がほとんどであり、印刷物などの形態で以前に公表した結果のサイトへの遷移収録は稀である<sup>1)</sup>。表2-1によれば、市町村および市町村が構成する組織による調査はいずれも急速な増加傾向を示している。市町村が構成する組織のほとんどは、合併協議会などの合併推進組織であり、残りは広域行政組合などの複数の市町村による共同事業を担当する組織である。このうち町村による調査は1998年までは年間10件未満しか収録されていないが、町では2001年以降、村では2002年以降に大幅に増加している。市町村ともに市町村合併関連調査の増加により総数が増えており、それ以外のテーマの調査の収録件数はあまり変化していない。ただ町・村による調査の件数は2002年にピークに達し、2003年（特に後半）にやや減少している。これに対して市町村が構成する組織や市が実施した調査の件数は、2003年がピークとなっている。このような傾向は、合併協議会への参加の是非を問う町村による調査が2002

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

表2－1 市町村等による住民意識調査の実施時期別件数<sup>1)</sup>

| 実施主体の属性 |                     | 政令指定都市以外の市 |      | 市町村が構成する組織 <sup>3)</sup><br>(市が加入する組織) | 町      |      | 村    |      |
|---------|---------------------|------------|------|--|--------|------|------|------|
| テーマ     |                     | 合併関連       | 合併関連 |  | 合併関連   | 合併関連 | 合併関連 | 合併関連 |
|         | 収録調査結果総数            | 746        | 150  | 370 (175)                              | 548    | 341  | 100  | 82   |
| 4)      | ~1997年              | 34         | 1    | 1 (0)                                  | 4      | 0    | 0    | 0    |
| 実       | 1998年               | 36         | 0    | 2 (1)                                  | 9      | 0    | 0    | 0    |
| 施       | 1999年               | 61         | 1    | 2 (0)                                  | 28     | 0    | 1    | 0    |
| 時       | 2000年               | 69         | 0    | 3 (1)                                  | 29     | 2    | 3    | 0    |
| 期       | 2001年               | 130        | 10   | 22 (13)                                | 53     | 17   | 6    | 1    |
|         | 2002年               | 230        | 66   | 95 (45)                                | 225    | 170  | 45   | 38   |
|         | 2003年 <sup>5)</sup> | 181        | 68   | 230 (105)                              | 186    | 150  | 40   | 37   |
|         | 1月～3月               | 53         | 22   | 40 (13)                                | 65     | 55   | 16   | 15   |
|         | 4月～6月               | 36         | 11   | 69 (35)                                | 42     | 38   | 6    | 6    |
|         | 7月～9月               | 58         | 16   | 71 (36)                                | 34     | 23   | 12   | 10   |
|         | 10月～12月             | 27         | 18   | 44 (18)                                | 42     | 33   | 6    | 6    |
|         | 2004年               | 1月～3月      | 7    | 4                                      | 15 (5) | 12   | 12   | 2    |

- 1) 合併協議会を構成する自治体が実施した調査のうち調査結果において総計が算出されていないものは個別自治体による調査にカウントした。
- 2) 各地方自治体および加入組織とその構成地方自治体が開設したサイトを含む。
- 3) 合併推進組織以外は、広域行政組合・広域事務組合・広域市町村圏振興整備組合など。
- 4) 実施時期は、実地調査の開始日による。
- 5) 2003年実施分のうち実施月が特定できない調査があるため、内訳と総計が一致していない。

年に数多く実施され、2003年には合併協議会による調査や市によって合併自体の是非を問う調査が多数実施されたことを反映している。多くの合併交渉において市は小規模な町村を受け入れる立場にあったので、調査の実施時期が町村よりも遅くなっているのであろう。

このような意識調査結果の収録件数の増加には、地方自治体によるサイト自体の開設が進んだことが背景にあることは言うまでもない。

ここで町村による調査の収録件数を都道府県別にみると、人口減少が顕著な農村部の町村が数多く所在する道県において件数が多い。長野県（92件）が

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

最多であり、北海道（36件）・茨城県（36件）・群馬県（30件）・埼玉県（29件）が続く。これらの地域では小規模な町村までが合併問題に関する住民意識調査を実施して、自身が開設したサイトに調査結果を収録している。

つぎに、調査のテーマをみると、町村による調査では「市町村合併」が約3分の2と圧倒的に多く、特に村による調査では8割以上を占めている。「市町村合併」以外のテーマでは、住民生活全般を内容とするもの、町村の総合計画や中央省庁から計画作成を要請された個別分野（福祉・健康・環境・情報化など）に関連するものが続く。市による調査では「市町村合併」は約2割しかなく、テーマはさまざまな分野に分散している。市町村が構成する組織のほとんどは、合併を検討または推進する組織であるので、ごく一部を除き調査の内容は合併の枠組みなど直接「市町村合併」に関連するものとなっている。

このような「市町村合併」をテーマとする調査では調査方法や調査項目などの点において同一府県内の他の市町村や合併推進組織が実施したものと共通点が多い。住民意識調査の企画・実施・集計に限らず、合併協議に伴う各種業務は、都道府県の合併推進部局・コンサルタントの助言や先行する合併協議における事例<sup>2)</sup>などを参考に進められていると考えられるので、当然の傾向であろう。ほとんどの合併協議会のサイト内のリンク集には総務省・都道府県の合併推進部局のサイトや合併協議が先行している全国の自治体・合併協議会のサイトが掲げられている。

なお、調査実施の担当部局は、各市町村の合併推進部局または企画・総務担当課がほとんどであるが、町村議会の委員会が担当している例<sup>3)</sup>がごく少数みられる。

調査方法・対象者の範囲・調査項目などの合併協議会またはその下部組織による検討過程の一部は、会議録・会議資料などの内容によって瞥見できる。対象者・調査項目が多い調査の場合は、入力・集計作業は専門業者に委託している場合が多い。

以下では、これらの調査のうちこれまで考察されることが少なかった町村および合併推進組織などの市町村から構成される組織によるものの実施方法と回

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

表 2-2 対象者の選定方法別・テーマ別にみた住民意識調査結果（単位：件数）

| 実施主体の属性 |                    | 市町村が構成する組織<br>(市が加入する組織) | 町   | 村      |           |
|---------|--------------------|--------------------------|-----|--------|-----------|
|         |                    |                          |     | 合併関連調査 | 合併関連調査    |
| 選定方法    | 調査総数 <sup>1)</sup> | 370<br>(175)             | 548 | 341    | 100<br>82 |
|         | 抽出調査               | 253<br>(139)             | 259 | 118    | 22<br>13  |
|         | 全数調査               | 114<br>(33)              | 253 | 222    | 74<br>67  |
|         | 混合                 | 1<br>(1)                 | 0   | 0      | 0         |

1) 対象者の選定方法不明のものを含む。

収状況を取り上げて検討する。このうち市町村が構成する組織による調査（370件）のうち約半数（175件）は市が加入している組織によるものである。町村だけから構成される合併推進組織の所在地域は、市も加入している組織と比べて農村色が濃いと考えられる。この点は、以下に示す調査方法の相違をもたらしていると思われる。

まず各調査における対象者の選定方法についてみてみよう。表2-2は、全数調査/抽出調査別に調査件数を示したものである。

全数調査は村や町のうち特に農村色の強い地域において実施された調査に多く<sup>4)</sup>、テーマが合併関連の場合には全数調査の比率はさらに高くなる。全数調査は村による合併関連調査において最も高率の8割強を占めている。市町村から構成される組織による調査でも全数調査は約3割を占めているが、市が加入している組織による調査に限ると、約2割にすぎない。町村による調査の対象者数の規模をみると、抽出調査の大半が一千から数千程度であるのに対して、全数調査の大半は数千から数万となっている。これらの地域では対象者の絶対数が、世帯の代表者に回答を求める方式でも、成人全員に回答を求める方式でも比較的少ないので、この方法が採用できたのであろう。町村単独による全数調査では個別回収方式が約6割を占めているのに対して、同じく抽出調査では個別回収方式は約2割にしか採用されていない。市町村から構成される組織による全数調査では個別回収方式が約3分の1を占めているが、同じく抽出調査

では個別回収方式は5%弱にしか採用されていない。

調査のテーマ別にみると、町村単独による合併関連の調査では全数調査の比率が高く、市町村から構成される組織による調査と町村による「合併」以外のテーマの調査では抽出調査が多い。全数調査を採用するか否かは、テーマの重要度と対象者数の規模のバランスによって決定されていると考えられる。また、合併協議の過程において住民意識調査が複数回行われる場合には、抽出調査は合併協議の早い段階での実施が多く、全数調査は合併の是非を最終的に決定する段階に実施されている。抽出調査の目的が合併に対する住民の関心の程度や賛否の強弱の目安を得て合併交渉の方針立案・今後の広報の方向付けなどに利用することにあるのに対して、全数調査は合併問題に関して最終的な決着をつけるという住民投票に近い役割<sup>5)</sup>が期待されているためであろう。

上記の各調査のうち合併推進組織によるものは複数の市町村の住民を対象としており、抽出方式の調査の場合、対象者の市町村別割当には、構成市町村に同数を割り当てる方式、人口割方式のほかに両者の併用方式も採用されている。

他方、町村が単独で実施する調査では性別・年齢別の層別抽出が広く採用されている。町村内の地域別集計の公表を前提に小学校区別などに層別抽出している調査もある。

つぎに調査への回答者の指定についてみてみよう。表2-3は、世帯の代表者に回答を求める方式の調査の件数と個人を対象とする調査の件数および後者における対象者の下限年齢別の件数を示したものである。

調査対象が個人である調査が各区分とも大半を占めており、世帯対象調査は、最も比率が高い町による合併関連調査でも4分の1程度であり、市が加入する組織では約1割を占めるにすぎない。世帯対象調査は、合併関連調査と農村色の強い地域において実施された調査に比較的多い。これらの地域では、世帯単位で就業する農林漁業従事者が多いために一般に個人の意向よりも世帯（の代表者）の意向が地域社会において重視されているためであろう。なお、世帯の代表者としては20歳以上または18歳以上の世帯員を指定している調査もある。

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

表2-3 世帯対象・個人対象（対象者年齢の下限）別にみた住民意識調査結果（単位：件数）

| 実施主体の属性                | 市町村が構成する組織<br>(市が加入する組織)   | 町   | 村  |   |
|------------------------|--|---|--|---|
|                        |  |   | 合併関連調査   | 合併関連調査  |
| 収録調査総数                 | 370<br>(175)   | 568   | 341  | 100<br>82   |
| 世帯対象調査総数               | 59<br>(19)   | 120   | 90   | 17<br>14  |
| 個人対象調査総数 <sup>1)</sup> | 311<br>(156)   | 448   | 251  | 83<br>68  |
| 下限年齢                   | 20歳<br>10代計 <sup>2)</sup><br>19歳<br>18歳<br>17歳<br>16歳<br>15歳<br>14歳<br>13歳 | 99<br>(51)<br>200<br>(105)<br>0<br>(0)<br>131<br>(67)<br>1<br>(1)<br>32<br>(18)<br>31<br>(12)<br>0<br>(0)<br>3<br>(0) | 217<br>153<br>4<br>85<br>3<br>29<br>20<br>1<br>1 | 135<br>100<br>0<br>71<br>3<br>15<br>9<br>1<br>0<br>31<br>45<br>0<br>19<br>0<br>16<br>7<br>0<br>3<br>26<br>40<br>0<br>17<br>0<br>14<br>6<br>0<br>3 |

1) 下限年齢不明のものを含む。

2) 10代の回答が集計に含まれていて、具体的な下限年齢が示されていない調査を含む。

これらの個人対象調査では対象者に未成年者を含めるものが多い。20歳未満を含める調査は、市町村から構成される組織および村が実施したものではそれぞれ約6割、町が実施したものでは約4割あり、18歳を下限とするものがその半数から3分の2を占めている。市町村合併関連の調査の方が、一般的のテーマの調査より未成年者を対象に含めている比率が高い。20歳未満の年齢層を調査対象に含める理由は、地域社会の将来の担い手であり、近く到来する合併時点前後には有権者となる年齢層であるからと説明されている。合併が検討されている地域の多くが若年人口の流出に伴う人口減少と高齢化に悩まされており、若年者の意識の把握が特に要請されているのであろう。これと同様の意図から回答者全員の回答を集計において同等に扱う調査のほかに、中学生・高校生を対象とする別の調査を成人調査と同時期に並行して実施している場合がある。

なりある。このような調査では学校卒業後の在住意向を問う項目が設けられていることが多い。また、年少者を対象に含めることにより所属世帯内での合併に対する関心を高める効果が企画段階で指摘されている場合がある。年少者対象の調査に限らず、住民意識調査の実施自体を合併に対する関心の喚起に利用したいという行政関係者の発言が調査の企画段階の会議資料にみられる<sup>6)</sup>。他方、対象者の年齢に上限を設けている調査は少ない<sup>7)</sup>。

ここで利用された対象者名簿に簡単に触れておこう。すでにみたように有権者名簿に登載されていない10代を対象者に含む調査が多いので、利用された抽出台帳は、明らかにされている限り住民基本台帳がほとんどである。対象者を20歳以上に限った調査でも有権者名簿の利用は少ない。なお、対象者の年齢以外の規定を細部まで公表していない場合が多いので全体的な傾向の把握は難しいが、永住外国人を調査対象に含めている調査が近畿地方を中心に相当数実施されており、他の地方の農村部でも散見される<sup>8)</sup>。

これらの調査結果の住民意識を反映する指標としての価値は、回収率が低ければ損なわれてしまう<sup>9)</sup>。回収率の水準は調査票の回収方法によって大きく左右されると考えられるので、この点を見ておきたい。なお、配布・回収の具体的な方法に関する情報は、全数調査／抽出調査や世帯代表者／個人による回答などと比べて示されている場合が少ない。表2-4は、回収方法別に調査件数を示したものである。①往復郵送<sup>10,11)</sup>が最も多いが、②個別に対象者宅を訪問して回収する方法（配布も個別訪問が多いが、郵送の場合もある）、③広報紙に折り込まれた調査票または広報紙の紙面に設けられた調査票を切り取って郵送する方法および④複数の方法を認めている場合（郵送法における役場への持参や個別回収法における郵送<sup>12)</sup>など）が主なものである<sup>13)</sup>。③の場合はもちろん、ほとんどの調査の際には実施前および実施期間中には広報紙・地域別住民説明会などで調査への協力が呼びかけられている。訪問回収法の場合、広報紙などの行政文書をふだん配布している委託員・住民自治組織の役員<sup>14)</sup>などが回収を担当している場合がほとんどであり、自治体の職員の場合は少ない。市が加入する合併推進組織では往復郵送方式の比率がとりわけ高く、約9割を占

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

表 2-4 調査方法別にみた住民意識調査結果（単位：件数）

| 実施主体の属性 | 市町村が構成する組織<br>(市が加入する組織)   | 町                     | 合併関連調査                        |                       | 村                     | 合併関連調査               |                    |
|---------|--|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|
|         |  |                       | 合併関連調査                        | 合併関連調査                |                       |                      |                    |
| 調査方法    | 総計 <sup>1)</sup><br>往復郵送<br>訪問回収 <sup>2)</sup><br>折込配布<br>郵送回収 <sup>3)</sup> | 386<br>284<br>39<br>6 | (175)<br>(146)<br>(10)<br>(2) | 568<br>178<br>85<br>6 | 341<br>110<br>61<br>6 | 100<br>13<br>24<br>0 | 82<br>9<br>22<br>0 |

1) 調査方法が不明のものを含む。

2) 配布が郵送によるものを含む。

3) 広報紙の紙面の一部を切り取って調査票として利用するものを含む。

めている。

なお、合併関連の調査の場合、調査票のほかに対象者の判断のための関係自治体の人口構成・財政状態・行政サービスの内容などに関する資料が、調査の方式に拘わらず同時に配布されることが多い。

つぎに配布された調査票に対する回収された調査票（集計に使用できた調査票）の比率である「回収率」（「有効回答率」）の水準をみてみよう。「回収率」（「有効回答率」）算出の原データである配布された調査票・回収調査票の実数などまですべて公表されている場合は多くない。なお、計画対象者数に対する回収された調査票の比率である「回収率」と集計に使用できた調査票の比率である「有効回答率」<sup>15)</sup>の両方が公表されている場合をみると、最大5%程度の差しかないので、2つの比率を区別する必要はあまりない。

回収率を主な調査方法別にみると、①訪問回収による調査が最も高く、②往復郵送の調査、③配布を広報紙への折り込みなどによって配布し、郵送で回収する方法の順となっている。①では大半が8割～9割に達しているのに対して②では5割前後のものが多い。①では以前から面識があり、対象者の在宅時間も把握している近隣居住の地縁組織の役員などが回収を担当しているので、対象者にとって初対面の調査員が担当する一般の留め置き法と比べて高い回収率が得られたのであろう。①は農村色の濃い地域において多く採用されているの

で、回収担当者の訪問時の在宅率も高かったのであろう。②でも一般的な郵送調査と比べて高い回収率となっている。町村が自ら管理する住民基本台帳または有権者名簿が作成後間もない時点で対象者名簿として利用できたことも、最近発生した転出者・死亡者まで除外しているので、回収率を高めることに寄与していると思われる。他方、対象者の回答意欲が強くなれば回答に結びつきにくい③では一部を除きほとんどの調査の回収率は1割未満である<sup>16)</sup>。

さらに、個人が回答する方式の調査において個人属性別の回収率が示されている場合をみると、一般に女性の回収率が男性よりも高く、年齢とともに上昇している。女性の回収率が高いのは高齢者の比率が男性より高いことが作用しているのであろう。これらの傾向は、全国規模の個人面接調査などでもほぼ共通に見られるものである。世帯の代表者が回答する方式の調査では、実際の回答者は男性、中高年層の比率が高い。合併推進組織が実施する調査の範囲に市と町村が含まれる場合、一般に市の住民よりも合併への関心が高い町村の住民の方が回収率は高い。これらの相違は、合併というテーマへの関心度・切実さの程度の差に起因していると考えられる<sup>17)</sup>。

このほか調査項目数<sup>18)</sup>、市町村による事前の広報活動・主要項目における賛否の伯仲度などが回収率に影響していると考えられる<sup>19)</sup>。

最後に、調査の期間について調査方法別に簡単にみておこう。件数が最も多い郵送調査における督促の実施<sup>20)</sup>が明らかにされている場合は少ないが、2回以上実施された場合はみられない。郵送調査の回収率は一般に低いので、大半の場合当初予定よりも締め切りが延期されているとみてよいだろう。郵送調査の期間は大半が半月から1ヶ月程度である<sup>21)</sup>。合併をテーマとする調査の場合、合併協議を速やかに進めるという目的のために調査期間の短縮が要請されていたと考えられる。個別訪問方式の場合、期間は一般に短い。大半は半月以内であり、なかには1週間程度のものもある。開票・集計日が事前に設定されていたり、立会人付きの公開の場で実施している場合もあった。

以上の考察から各調査において採用されている調査方法は、村単独調査から市を含む合併推進組織による調査まで対象地域の特性と調査テーマの性格など

町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）  
に概ね対応しているといえよう。

## 注

- 1) 静岡県富士市（1970年以降実施の各調査の調査方法・回収率をサイトに収録）・愛知県幸田町（1979年以降実施の各調査の調査方法・回収率をサイトに収録）は、例外といえる。
- 2) 群馬県万場町・中里村合併協議会には、2002年2月～2003年3月の間に全国から34団体が視察に訪れている。
- 3) 鳥取県岸本町議会（2003年1月実施）・島根県温泉津町町議会（2003年10月実施）など。
- 4) 抽出方式か全数調査方式かが示されていない場合は、実地調査に近い時点の住民基本台帳による年齢別人口数・世帯数と計画対象者数を比較して判断した。
- 5) 全数調査方式の住民意識調査の結果は、住民投票に準じた重要なものと見られているので、公表された集計結果に不正があるという指摘を住民団体から受けている場合もある。河北新報社（2004）
- 6) 市町村自治研究会（2001）は、「意向調査自体が合併問題に対する意識につきになることもあります」と指摘している。
- 7) 対象者の年齢に上限を設けている例は、北海道七飯町（2002年8月）・山形県最上町（2002年12月）・福島県東和町（2001年11月）・栃木県国分寺町（2002年12月）・群馬県板倉町（2001年）・神奈川県大井町（2001年6月）・新潟県能生町（2003年）・静岡県三ヶ日町（2003年5月）・同県長泉町（2003年7月）・同県舞坂町（2003年7月）・鳥取県河原町（2003年1月）・岡山県清音村（2001年）・熊本県西合志町（2002年9月）、熊谷市ほか構成の合併協議会（2003年7月）などによる調査にみられる。テーマは、健康・スポーツ関連のものが多い。
- 8) 住民投票の場合も、有資格者に未成年者・外国人を加えている場合が多い。社団法人行革国民会議（2003）2001年～2003年に実施された住民投票91件の中で有資格者に未成年者を加えているものは40件、永住外国人を加えているものは58件となっている。朝日新聞社（2004）
- 9) 長崎県多良見町の2002年5月に実施された郵送調査では、町長が「回収率が50%未満の場合、開票しない」と表明した上で実施された（実際の回収率は75.8%）。長崎新聞社（2002b）
- 10) 調査票の配布・回収方法を具体的に述べていない場合でも、調査方法の説明や調査票に「消印」「投函」「発送」などと記載されているものは「郵送」に含めた。
- 11) 1997年～2004年時点の郵便区内特別郵便（1000通以上発送、定形25gまで、

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

以前の名称は市内特別郵便）の料金は1通65円であった。長崎県多良見町の調査（2002年4月，2003年11月）では配達記録郵便（1通210円）が利用されている。

- 12) 自治会・町内会などの住民自治組織に配布・回収を委託する方式の調査では、組織の未加入者には郵送または役場・公共施設などへの持参による提出を認めている。
  - 13) 訪問面接調査（福井県丸岡町2002年実施）・電話調査（長野県朝日村2003年10月実施）・調査票の配布を町職員が担当する調査（広島県府中町2001年11月実施）もごく少数行われている。
  - 14) 名称は町村によって区長・班長・組長・嘱託員・連絡員などと異なる。
  - 15) 集計に使用できない調査票は、次の3つのケースにおいて発生する。
    - ①調査票の配達・配布が手配されても対象者の基準日までの死亡・転居などのために対象外となった場合や配達先・配布先が不明で返送された場合。
    - ②対象者が調査票を返送しなかった場合や回収担当者に提出しなかった場合。
    - ③回収された調査票の全項目または一部の項目が未記入の場合。
- 回収率・回答率の算式の分母・分子には、分母を当初計画対象者数としている場合、①のケースを除外した「実質発送数」としている場合、分子を②だけを除外した数としている場合（結果を「回収率」と呼んでいる）、分子を②および③を除外した数としている場合（結果を「有効回答率」と呼んでいる）などが組み合わされている。③の取り扱いもさまざまである。
- 16) 例外的に高率であった愛知県七宝町による2003年3月実施の調査の回収率は26.7%であった（広報紙と同時配布・郵送回収、一部は公共施設の回収箱投函）。
  - 17) 中高年齢者の関心が特に強い合併後の市町村の名称をめぐる対立は、合併交渉不調の大きな要因と指摘されている。
  - 18) 質問が特定の市町村との合併の是非だけのものから、対象者の個人属性・通勤先・重視する行政分野などについて詳細に問うものまでさまざまである。
  - 19) ほとんどの調査は無記名・調査票の封入を原則としているが、三次市・双三郡・甲奴町合併協議会が2003年1月～2月に実施した郵送調査では対象者の記名・無記名が集計されている（往復葉書利用、記名者は回答者1364名のうち1200名）。
  - 20) 特定の専門調査機関が実地調査を担当した調査では督促の実施が公表されている。
  - 21) 市町村自治研究会（2001）は、「抽出によるアンケート調査」の発送からの調査期間を2週間とするスケジュールを示している。

## むすびにかえて

本稿では、町村と市町村が構成する合併推進組織が実施した調査を中心に住民意識調査の実施状況と特徴点を概括的に考察した。

2000年以降実施が急増した市町村合併関連の住民意識調査の多くは、独自調査の企画・実施をこれまで経験したことが少ない町村によって実施されたものと考えられる。町村にとって合併問題が重大化したことが未経験の住民意識調査の企画・実施に踏み切らせたといえる。これらの調査において本稿でみたように比較的高い回収率が得られていることは注目に値する。その原因としては、市町村合併問題が生じている農村地域在住の対象者が他の地域と比べて在住町村役場が実施する調査に対して一般的に協力的であったこと、対象者の市町村合併への関心が他のテーマよりも強かったこと、相対的に高い回収率が期待できる訪問回収法が人口規模の小さい町村を中心に採用されたこと（回収担当者の大部分が対象者と面識のある近隣在住者であることの効果は大きい）、先行自治体の経験や都道府県の市町村合併推進部局・コンサルタントの助言が利用できたこと、町村が自ら管理する住民基本台帳または有権者名簿が対象者名簿として更新後間もない時点で利用できたこと、事前広報が十分に行われたことなどが挙げられる。

インターネット・サイトに調査結果が収録されていない調査や調査の実施方法・回収状況などの細部が公表されていない調査もかなりあるので、本稿の考察には一定の留保が必要と考えられる。また、検索できた調査結果の件数が予想を上回り、市町村合併関連の調査結果のサイトからの削除も予想されるので、手早く作業を完了しなければならないという制約のために、本稿の分析は初步的な段階にとどまっている。

他方、市町村合併に関する優遇措置の適用期間延長や優遇措置の利用を前提としない合併の動きがあるので、合併関連の住民意識調査は今後相当な期間にわたってある程度の件数が実施されるものと考えられる。本稿では見送った回

## 町村等による住民意識調査の実施状況の動向（山田）

収率の水準の立ち入った分析と合わせてさらに網羅的な検討に早い機会に取り組むこととしたい。

### 参考文献

(各インターネット・サイトおよび日経テレコンに収録された文献・新聞記事は2004年4月に収録を確認)

市町村自治研究会（2001）『合併協議会の運営の手引』ぎょうせい

山田 茂（2002）「地方自治体のホームページに収録された世論調査結果の概況」『中央調査報』No. 533 中央調査社

長崎新聞社（2002a）『長崎新聞』2002年4月4日付 長崎新聞社

長崎新聞社（2002b）『長崎新聞』2002年4月13日付 長崎新聞社

大谷信介（2002）『これでいいのか市民意識調査』ミネルヴァ書房

社団法人行革国民会議（2003）「自治体合併について未成年者にもアンケート調査」『地域ニュース』1月17日 行革国民会議サイト

内閣府大臣官房政府広報室（2003）『平成14年版世論調査年鑑』財務省印刷局

幸村孝之（2003）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」『中央調査報』No.551 中央調査社

朝日新聞社（2004）「合併是非、住民が判断 03年の住民投票 116件」『朝日新聞』2004年1月1日付

秋田県企画振興部市町村課（2004）「秋田県の市町村合併」同県サイト

山田 茂（2004）「地方自治体が実施する世論調査の把握方法」日本世論調査協会『よろん』93号

林 英夫（2004）『郵送調査法』関西大学出版部

社団法人行革国民会議（2004a）「市町村合併：1月住民投票、合併に反対の自治体続出」『地域ニュース』2月2日 同会議サイト

社団法人行革国民会議（2004b）「市町村合併：2月住民投票、投票率が50%に達せず不成立の自治体も」『地域ニュース』3月8日 同会議サイト

社団法人行革国民会議（2004c）「市町村合併：3月実施の住民投票は10件」『地域ニュース』4月2日 同会議サイト

河北新報社（2004）「合併アンケートで宮城・小牛田町長を告発」『河北新報朝刊』3月5日付 河北新報社（日経テレコン収録記事）